

亜細亜友之会外語学院

細則－証書及び証明書発行規定

1、修了証書

修了証書の発行は、【細則－課程における修了に関する規定】に定める要件を満たした者に発行する。

2、日本語学習期間証明書

ア 修了証書発行の要件を満たさず、各課程の最終日を迎える者

イ 入学課程それぞれの課程に6か月以上在籍し、自主退学した者

ウ 日本の高等教育機関に移籍した者

エ入学課程それぞれの課程に6か月以上在籍し、国内企業に就職し、在留資格を変更取得した者

上記ア～エのいずれかに該当する者で、当該機関を離脱するまでの出席率が85%以上の場合に発行する。

下記の者には、上記1または2のいずれの書類も発行しない。

1、学則第21条に定める懲戒処分の内、退学及び除籍された者

2、正当な理由がなく出席率が85%未満の者

その他の証明書

学校は以下に対して証明書を発行し、発行手数料としてそれぞれに金額を設定する。

学生に関する証明書	発行手数料	学業成績等に関する証明書	発行手数料
在学証明書	200円	出席状況調書	500円
修了証明書	200円	学習成果の評価調書	500円
修了見込み証明書	200円	学習成果の評価及び出席状況調書	1,000円
退学証明書	200円	推薦書	1,000円
退学証明書（早期進学）	200円		

1999年10月1日 施行

2024年4月1日 改正